

令和 7 年 10 月 27 日

事業主 各位

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室
人 材 確 保 推 進 課 長

富山県知的・精神障害者雇用奨励金の交付申請について（ご案内）

県では障害者雇用支援事業として、一定数を超えて知的・精神障害者を雇用している事業主に対し奨励金を交付しています。

つきましては、下記の要件をご確認いただき、奨励金の支給要件に該当し申請を希望される場合は、申請書類を記入のうえ 11 月 28 日（金）までに富山県人材確保推進課へご提出（郵送又は持参）ください。

また、提出書類等については、別紙「富山県知的・精神障害者雇用奨励金交付申請について」をご覧ください。

記

～富山県知的・精神障害者雇用奨励金とは～

一定数を超えて**知的障害者、精神障害者**を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、知的障害者と精神障害者の雇用の促進と安定を図る制度です。

【支給要件】

- ・県内に本社を有すること
- ・一定数を超えて知的・精神障害者を雇用していること
 - ※一定数・・・常用労働者の 3 %相当数又は 1 月あたり 2 人のいずれか大きい数
- ・各月ごとの算定基礎日において、週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者数を含む常時雇用する労働者の総数が 100 人（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者 1 人を 0. 5 人とカウントして算定）を超えないこと

【支給額】

一定数を超えて雇用している知的・精神障害者 1 人につき月額 8, 000 円（限度額：年額 38. 4 万円）

【お問合せ先】

〒930－8501 富山市新総曲輪 1－7
富山県商工労働部多様な人材活躍推進室
人材確保推進課 担当：岡崎
TEL：076-444-8897
E-mail：atayonajinzai@pref. toyama. lg. jp

富山県知的・精神障害者雇用奨励金交付申請について

提出書類 ※下記 1～5 の全ての書類を提出してください。

- 1 富山県知的・精神障害者雇用奨励金交付申請書（様式第 1 号）
※令和 7 年 4 月～11 月（実績）、令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月（見込み）の人数
- 2 知的・精神障害者雇用状況等報告書（様式第 2 号）
- 3 障害者手帳の写し
 - (1) 知的障害（重度以外）の場合
 - ➡ 療育手帳の写し（氏名・生年月日だけでなく、障害の程度（B など）がわかるページの写しも提出してください。）
 - (2) 知的障害（重度）の場合
 - ➡ 障害の程度が「A」の場合は、療育手帳の写し（氏名・生年月日だけでなく、障害の程度（A など）がわかるページの写しも提出してください。）
ただし、障害の程度が「B」の場合であっても、改めて、障害者職業センター等の再判定を受けた結果、「重度知的障害者」と判定された場合は、「判定書」の写し（※）を提出してください（療育手帳は提出不要です。）。
※療育手帳では、障害の程度が、「A」は重度知的障害者、「B」は重度以外の知的障害者です。
療育手帳「B」など知的障害（重度以外）を所持している雇用障害者が、改めて、障害者職業センター等の再判定を受けた結果、「重度知的障害者」と判定され「判定書」の交付を受けているときは、知的障害（重度）として取り扱います。
 - (3) 精神障害の場合
 - ➡ 精神保健福祉手帳の写し
※本奨励金の対象となるのは、精神障害者手帳が有効期限内である期間のみです。
- 4 労働時間のわかる書類の写し（雇用契約書等） …雇用日～申請日現在分
- 5 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

※様式第 1 号及び 2 号は、富山県 HP（以下 URL 又は 2 次元コード）からダウンロードいただけます。

<https://www.pref.toyama.jp/130321/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00008098/kj00008098-001-01.html>



※提出書類は、事業所において写しを保管してください。

提出期限 11 月 28 日（金）

提出方法 下記住所に郵送又は持参してください。
〒930－8501 富山市新総曲輪 1－7（東別館 2 階）
富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課

申請書記入上の注意

1 対象期間

令和7年4月～令和8年3月

2 訂正があった場合

=で消し、上部に正しく記入してください。

例：

1	3
1	2

3 様式第1号の記入

(1) 常用労働者数について（H29年度改正）

●（イ）欄①

➡ 算定基礎日（原則各月毎の初日=1日）現在、障害者を含む週30時間以上働いている人数を記入してください。

●短時間労働者数②

➡ 算定基礎日（原則各月毎の初日=1日）現在、障害者を含む週20時間以上30時間未満で働いている人数を記入してください。

●常用労働者の総数①+（②×0.5）

➡ ①と②の短時間労働者数の半分の数値（0.5単位も記入）を合計した数値を、各月の欄に記入してください。

※この欄の数値が101人以上の月が5か月以上ある場合は、この奨励金支給の対象とはなりません。（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部が窓口の国への納付金制度の申告及び障害者雇用調整金の請求が可能である場合もあります。

(2) 令和7年12月～令和8年3月の人数について（見込み数）

知的・精神障害者の退職・雇入が確定していなければ、確定している最も新しい月と同じ人数を記入してください。

(3) 知的・精神障害者数について

月の中で入離職した場合、算定基礎日（1日）に在籍していれば、人数に入れてください。